

會學濟經學大國帝都京

# 叢論濟經

號一第 卷四十三第

行發日一月一年七和昭

## 新年特別號

- 非募債主義の考察……………法學博士 神戸 正雄
- 精神科學の新分類論吟味……………文學博士 米田庄太郎
- 景氣に於ける勢力の作用……………文學博士 高田 保馬
- 穀物專賣論……………經濟學士 八木芳之助
- 會計學の本質と其の問題……………經濟學士 蟬川 虎三
- 長期景氣波動の研究……………經濟學士 柴田 敬
- 魚食論……………法學博士 財部 靜治
- 經營經濟學に於ける認識目的の規範者……………經濟學士 大塚 一朗
- 貨幣價值安定より見クレヂットに就いて……………經濟學士 松岡 孝兒
- 徳川時代諸藩の國產會所に就いて……………經濟學士 堀江 保藏
- 商人排除の傾向に就て……………經濟學士 谷口 吉彦
- 經濟學の認識主觀としの實踐哲學者……………經濟學博士 石川 興二
- 土佐藩に於ける育子令に就て……………經濟學博士 本庄榮治郎
- 企業の競争……………經濟學博士 小島昌太郎
- 英米の所得稅……………經濟學博士 沙見 三郎
- 新着外國經濟雜誌主要論題……………

(禁 轉 載)

## 穀物專賣論

八木芳之助

一、緒言 二、穀物專賣の意義 三、穀物專賣論 四、結論

## 一、緒言

我國民の主要食糧品たる米に就て、その價格の激變を防止し之を安定せしむることは、一方農業と農民とを保護するため、他方一般消費者の生計を安定せしむるために、絶対に必要なることは、今日何人も之を否認し得ざる所である。されば政府に於ても大正十年以來、米穀法の實施と其後の數次の改正とにより、銳意米價の安定を圖らんと努力しつつあることは、吾人の之を多とせざるを得ざる所である。されど米穀法は其の資金の關係よりして充分なる效力を發揮するを得ず、如何に米穀法そのものを改正するとも、米穀特別會計法が根本的に改正するにあらざれば、特別會計の資金は茲兩三年の内に又々枯渇して、米穀法そのものの運用が行詰に陥るであらうことが豫想されるし、<sup>1)</sup>また米穀法による米價調節策は、之を過去の經驗に照し考ふれば、巨大なる經費を必要とするが故に、かかる高價なる政策は我が國民經濟のよく耐へ得る所であるか否か

1) 河田博士、米價基準の理論と實際 p. 128.

が問題となり、米價安定策としては、更により、少なき經費を以てより、大いなる効果を擧げ得る方策なきや否やが問題となり、茲に米穀法に對する根本的批判が加へられる。米穀法による米價安定策の根本的弱點は、米穀の需要供給を國家的に統制し得ざる點にあるとされてゐる。即ち現今の如く、米穀の生産、交易及び消費に關する各人の自由活動を認めて置きながら、一米穀法によつて米價を完全に統制せんと要求するは、要求それ自體が無理であつて、米價の安定を圖らんとすれば、少なくとも米穀の需給に關して統制的計畫經濟組織を樹つる外なく、米の供給に就ても國家の獨占力を以て、之を統制することによつて、始めて米價の完全なる安定が得らるるものとして、米穀の專賣制度の採用が提唱されてゐる。

先般、政友會によつて米穀專賣案が發表されて以來、此の問題は大いに世人の關心を引くに至つた。政友會の主張する米專賣制に於ては、「價格の公正なる決定と數量の完全なる調節を圖ることを目的とするにある」とされ、その爲めには、内地米は農家自身の消費量を控除し、それ以外の米を、專賣とするものであつて、その專賣價格は米の生産費を償ふを以て標準とし、現今の米穀配給組織たる米穀取引所及び米穀商を廢止し、之に代ふるに國營の配給機關を以てせんとするものの如くである。かくして「米專賣により生産者の収益を確立安全ならしめると共に、消費者に一定廉價の食糧を供給し以て農家經濟の不安を一掃し、一般國民生活の安定を確保せんとする」ものである。併し米の專賣價格に就ては、單に生産費を償ふと云ふだけであつて、生産費その

ものに關しては何等の解説なく、また現今の米穀配給組織を廢止せんとするが、如何なる理由より主張されたるか、此の點に就ても何等の理論的根據が説明されてゐない。

惟ふに經濟政策の樹立は經濟理論の存在を前提とする。一經濟政策として米專賣政策を主張する限り、米專賣制は如何なる理論的根據の上に樹立されたるかを明示せなければならぬ。米專賣案を一經濟政策として樹立するに先ち、吾々は我が國民經濟、就中農業及び配給組織の必要的發展傾向が何處に向ひつつあるかを認識せなければならぬ。而して此の必然的發展傾向よりして、米專賣制の採用が許さるるや否やを検討せなければならぬ。蓋し國民經濟の必然的發展傾向を無視する經濟政策には永續の可能性が存せないからである。また假令かかる必然的發展傾向が米專賣制を許すにしても、かかる傾向は米專賣制の即時の實施を許すや否やを更に検討せなければならぬ。政友會の米專賣案は自由商業組織の一部分の廢止を含むが故に、必然的に資本主義經濟制度の一部分の止揚を意味するものであるから、我々はかかる重大なる米專賣問題に就ては、極めて慎重なる態度を以て、徹底的なる研究を遂げなければならぬ。吾々は新なる經濟政策を採用せんとするに際しては、之が實現によつて、國民全般の福利を増進し得るやう、國民經濟の内部機構が充分に成熟し居るか否かを考究せなければならぬ。

私は此の小論に於て、我國に於て米專賣制實施の可否を判斷するに資せんが爲めに、諸外國に於ける穀物專賣論者は如何なる經濟的背景の下に於て、如何なる經濟的理論よりして穀物專賣論

3) 胎中楠右衛門、我等の提唱する米專賣案(帝國農會報第21卷第10號)參照

を樹立してゐるかに就て論じ、以て他山の石たらしめんとするものである。勿論各國の專賣論者の見解は、各論者の有する經濟觀と其の國の特殊經濟事情及び經濟發展傾向とに基いて、夫々異なる所であつて、彼等の見解は直ちに移して、我國の米穀專賣論を構成し得ざるや瞭かなる所である。

## 二、穀物專賣の意義

穀物專賣問題の考究には必然的に多くの困難を伴ふを免れ難い。蓋し各論者は國家穀物專賣 (Staatliche Getreidemonopol) を以て、常に同一の概念を表現するものではないからである。穀物生産それ自體の國家統制に就ては、ロシア以外に於ては未だ何處に於ても考へられてゐない。穀物專賣を以て穀物配給又は穀物加工方面に於ける國家の獨占的管理と解せられてゐる。併し此の場合と雖も、穀物に對する國家統制の範圍に關しては、論者の見解は區々である。即ち國家穀物專賣を外國穀物の輸入又は輸出に限るものあり、また國內穀物の專賣、少なくとも國內穀物市場に對する國家獨占を要望するものもある。更に製粉業及び麵麩製造業の如き加工業をも國家獨占の下に置くべしとの要求が盛んである<sup>4)</sup>。

故に私は穀物專賣制を全部的(完全)專賣制と部分的(不完全)專賣制とに分ち、全部的專賣とは、一國の穀物生産を除いて、一國の全穀物、即ち植民地及び外國產穀物の移輸入、此等の穀物と内

4) v. Dietze, Getreidemonopol? 1929, S. 6.  
v. Dietze, Getreidehandel (in Handwörterbuch der Staatswissenschaften, Ergänzungsband zur vierten Auflage) s. 296.

地産穀物との内地市場に於ける販賣とを全般的に包括するものであり、更に製粉及び製麵麩の如き加工業をも含むこともあつて、食糧穀物に就ては、その配給を國家に於て完全に統制せんとするものを意味する。反之、部分的專賣とは外國又は植民地産穀物の輸入の業務を專賣的に國家の獨占業として行ふものであるが、此の派の論者中には外國及び植民地輸入穀物に限て、その國內に於ける販賣をも專賣制に依らしむべしと爲すものもある<sup>5)</sup>。

斯くの如く穀物專賣制は各國の主要食糧品たる穀物の配給を國家的に統制せんとするものにして、その目的とする所は、何れも穀價を安定せしめて、一方農業及び農民を保護し、他方消費者の生活安定を保證せんとするものであつて、かかる穀價の安定は、外國穀物の輸入及び國産穀物の販賣を現今の穀物配給機關の自由活動に委しては、之を達し得ざることを意識し、之を國家權力による獨占的統制によつて代らさしめんと要求するものである。此の意味に於て、專賣制は資本主義的經濟自由活動の部分的止揚を含むとはいへ、農業生産自體については直接に何等の干渉を加へず、從て資本主義の根本的基礎たる土地私有制度に對しては何等の干渉を加へざるが故に、此の點に於て專賣制は社會主義制と區別すべきである。併し專賣制に在ては、穀價決定の機構を通じて、農業生産に間接的に重大なる影響を及ぼすものであつて、農民の穀物販賣に關する自由活動を奪ふものであるから、專賣制が理想的に行はるるならば、農民は生産せる穀物の販賣に關しては何等の心配なき理想郷が出現するであらう、併し若し專賣制にして一步を誤れば、農民

5) 河田博士、米價問題の根本的解決策（經濟時報 第1卷）p. 6 參照

をして、穀物に關する限り、實質的に見て國家に對する出來高拂の賃労働者の地位に沈澱せしめないとも限らない。故に穀物專賣制に就ては充分に研究せなければならぬものであつて、輕々しく之を取扱ふことを許されざるものである。

### 三、穀物專賣論

穀物專賣制採用の可否は、一國の經濟的事情の如何と之が採用を必要ならしむる所の經濟的發展傾向の存否とを前提とするものであるから、一國に於ける穀物專賣制の實施方策は、直ちに他國に於ける專賣實施の可能性に對する確證を與ふるものではない。蓋し穀物專賣の前提條件、專賣實施成功の機會、穀物關稅と比較せる專賣制の優劣等に關する判斷は、經濟政策的イデオロギ一の範圍内に於て樹立されたる各種の異論から離れて樹立し得るとしても、各經濟地域に對しては夫々異なりて之を樹立すべく、また經濟的考量のみによつて導出さるべき穀物專賣制に對する判斷構成に際しても、實質的には少なくとも、次の三事情によつて規定さるるを免れないからである。即ち一國の經濟領域に於ける穀物の全需要量と自國の穀物生産額との關係、世界市場價格と對比せる國內穀物の生産費構成、更に一國の經濟領域内に於て生産さるる穀物の各部分（内地と植民地間の如し）の生産費の差異等である。<sup>6)</sup> 故に私は各種の專賣論を吟味するに際しても、如何なる經濟的背景の下に於て提唱されたるか、またそれが實現されざりしは、如何なる經濟的

6) J. Landmann, Die Getreidemonopolwirtschaft in der Schweiz (Zeitschrift für Nationalökonomie, 1930, Bd I. Heft 4. S. 56f)

必然性に基くものであるかを瞭にしやうと思ふ。

### (一) カニッツの穀物專賣論

穀物專賣は既に前世紀末に於て、佛蘭西のジョレー(Jaures)、奧太利のチル(Till)、獨逸のカニッツ(Graf v. Kanitz)によつて提唱された。茲では最も有名なるカニッツの提案に就て論及する。一八九五年一月二十五日獨逸保守黨のカニッツ伯によつて、獨逸議會に提出されたる穀物專賣案を骨子とする專賣論にして、此の提案の要點は次の如きものである。

一、獨逸關稅區域内に於て消費さるべき外國穀物の購入及び販賣は、穀粉をも加へて、全く帝國の計算に於て之を行ふ。

二、穀物の販賣價格は、一八五〇年乃至一八九〇年の期間に於ける國內穀物の平均價格が購入價格を償ふ限り、この平均價格によりて決定する。但し購入價格が之より上る場合には販賣價格をも引上げるものとする。穀粉の販賣價格は穀物價格を標準として、實際の製粉產出高割合を斟酌して之を決定する。

三、穀物及び穀粉の販賣より得らるる利益金の使用は、次の如く規定する。(a) 少なくとも現在の關稅收入に均しき額は年々之を國庫に納入する。(b) 緊急の必要(戰爭)に對し穀物貯藏を行ふに要する資金を準備する。(c) 内國及び外國穀物價格が高價なる時期に於ても、年々の國庫納入金(ユ)を確保するために積立金を構成する。

右によつて瞭なる如く、カニッツの提案は部分的專賣案であつて、輸入穀物の專賣を要求するものである。氏はかかる部分的專賣制を以て、國內農業を保護するには穀物關稅に遙に優れる制度であるとしてゐる。何となれば關稅率は通商條約により多年に亘りて固定さるるが故に、不斷の景氣變動に對し適應し難い。即ち世界市場價格の騰落如何に拘らず、關稅は同一の高さに於て輸入穀物に課せらるるが故に、かかる關稅による農業保護は或は不充分となることあり、或は必要なる程度を越ゆることがある。然るに外國穀物の輸入を專賣となすときは、全く國內市場の需

7) v. Kanitz-Podangen, Die Festsetzung von Mindestpreisen für das ausländische Getreide. 1895. s. 13. 14.



要に應じて價格を決定し得ることが出來ると謂ふにある。即ちカニッツは關稅による農業保護を不徹底であるとして、部分的專賣によつて一舉にして農業と農民とを充分に擁護し得る樂園を出現せしめんとした。然らばかかる提案が提出されし當時の獨逸農業事情は如何なる状態にあつたであらうか。

十九世紀末の獨逸及び西歐諸國の農業状態は、北米、アルゼンチン、濠洲等の低廉なる穀物輸入によつて惹起されたる農業恐慌の渦中にあつた時代である。即ち海陸運輸機關の發達と、それに基づく低安なる運賃とにより、新開國の低廉なる農産物が西歐諸國の市場に壓倒し來たり、爲めに舊開國の農業収益は急激に減退し、從來の有利なる市場關係を見越して契約されたる債務は甚だしき苦痛を齎すに至つた。此の恐慌を克服する爲めに、又農業經營の改善を行ふために、更に新なる負債を起すことを必要とした。當時の農政學者の見解は、凡て悲觀論に傾き、農業の衰退と農民の没落すべき運命とを豫言してゐる。ラツチンガーは曰ふ、「一八六六年以來農民の幸福は迅速に消滅しつつある。而して負債は驚くべき巨額に達してゐる。大資本に依て農地が併呑されるのは、單に時日の問題たるに過ぎない。負債を被れる農民は富豪に農地を購入せられんことを懇願してゐる。然かも一八六六年の價格の半額を以て。吾人は恐慌中に立つてゐる。吾人は啻に獨逸の國民經濟の根底のみならず、更に其の社會的建設物をも動搖せしめんと脅やかす災害に直面してゐる。」と。かくしてカニッツは農民は没落の運命を辿りつつあるものとする。併し茲で彼

は自問する、「彼等は果して何處に行くであらうか。此の嶮しき軌道を更に進むべきであるか。或は此の登山車を支持する方策が存せないのであらうか。否確かに一方策が存する。それは祖國の總ての産業部門に對し嘗て享受せしことある平等なる福祉を回復することである。農業は自己を壓迫する未曾有の價格下落から解放されなければならぬ。今や著しく不安となりつつある彼等の將來に對する確信を新に確立せなければならぬ。而してそれには先づ第一に、農民に繁榮なる生存の可能性を保證する所の農産物に對する斯かる價格の恢復を必要とする。」<sup>9)</sup>かくてカニッツは世界的經濟過程の所産たる穀價の下落と之より結果する所の農民の災害及び不幸を、確實に一朝にして排除し得る一種の魔力を國家立法の内に求めんとするものである。穀物輸入國營と云ふ簡單なる方策を以て、現在の有ゆる混亂から、即ち價格低落、地代低下、負債増加及び貧窮の堪へ得ざる状態から、生活が確保せられる聖地へと、直ちに且つ確かに導く所の進路が示されたる如くであつた。また外國競争の打撃は一舉に克服せられ、中庸なる高さに價格を確保することに依て、地代自體及び之に基いて地主階級も亦再び安固となり、此の階級の失はれたる満足が恢復せられ幸運にも獨逸農業の幸福時代が齎らされるやうに思はれた。<sup>10)</sup>併し此の專賣案は帝國議會に於ける討議に際しては、不幸にして微弱なる反響を得たるに留まり、提案者及び其の徒黨を失望せしめた。

カニッツの提案に對しては、シユモラー、ブツヘンベルガー、コンラード、スカールワイト等

9) Kanitz, a. a. O. S. 11. 12.

10) 拙譯、ブツヘンベルガー、農業政策 p. 390.

の批評がある。何れも反對的態度を表示してゐる。今此等の諸見解を綜合してカニッツの主張の當否を検討しやう。<sup>11)</sup>

一、内國穀物の價格を中庸なる高さに維持し、農民が其の生産穀物を右の價格で販賣し得ることによつて農民生活を安定せしめんとする此の提案の目的が、外國穀物の輸入獨占のみを以て達せらるるや否やが極めて疑問である。カニッツの提案によれば、專賣局は外國で購入せる穀物をば、一八五〇—一九〇年の平均價格を以て、輸入地で直ちに商人又は製粉業者に轉賣するか、または外國で購入せる穀物は專賣局に依て倉庫に輸送され、此の場合には保管費用だけ引上げられたる計算を以て、倉庫から需要に應じて初めて販賣せられるかの何れかである。だから專賣局が外國産小麥一噸の交附價格を假に二一五馬克と決定したとするも、内國産小麥に對しても、此の最低價格で何時でも購買者を見出し得るとは限らないのである。從來製粉業者が外國産小麥を使用したる理由は、粘力多い此等の品種と然らざる自國産小麥とを混用することによりて、消費者の嗜好に適する純白なる麥粉を製造し得るにあつた。従て消費者の嗜好にして變化せざる限り、穀物輸入の國營化は、ただそれだけで、製粉業によつて加工される外國穀物の分量に變化を惹起し得ざるは明白である。またかかる國營化は、製粉業による外國産穀物の選擇が從來國內穀物市場に及ぼせる壓迫を緩和するに役立たないものである。従て外國産穀物輸入國營によつて、内國産穀物をして販賣力をより大ならしめ、其の價格構成を有利ならしむるためには、外國産穀物の輸

11) Schmoller, Einige Worte zum Antrag Kanitz (Jahrbuch f. Gesetzgebung, Verwaltung und Volkswirtschaft, Jahrg. 19. 1895. S. 229ff.)  
Conrad, Die Preisentwicklung der letzten Jahre und der Antrag Kanitz (Jahrbücher f. Nationalökonomie und Statistik, Bd. 9. 1895. S. 278 ff.)  
Skalweit, Das Problem eines Getreideanpols in Deutschland (Weltwirtschaftliches Archiv Bd. 13. 1918. S. 1 ff.) 拙譯 農業政策 p. 387 以下參照

入は、各種類の穀物及び品質に就て、國內收穫高に輸入量を加へたる供給量が、一ケ年の消費量を丁度充たすやうに、輸入量を制限せねばならぬ。國內收穫高、國內需要量に就ての誤算より起る配給の攪亂を防止するためにも、專賣局に於て充分なる穀物を貯藏するを要するであらう。而して内國穀物の供給量は、收穫の豊凶によつて年々變動するが故に、この供給量を以て國內消費を充たし得ざる分量だけを輸入するを要すべく、従て外國産穀物の内國産穀物に對する割合は、内國の收穫豊凶の如何により年々異なることとなる。従て從來の如く製粉業をして自由に外國産穀物を選択せしむるを得ないのであつて、專賣局に於て内外産穀物の混合割合を毎年確定せざるを得ざることとなり、其の結果内國産穀物の專賣をも併せ行はざれば、内國産穀物の販賣が完全に保證されざることとなるであらう。かくてカニッツの部分的專賣は之を擴張して全部的專賣となすにあらざれば、内國産穀物の一定價格を以てする販賣は保證されざる結果となるであらう。

二、カニッツによれば部分的專賣制の下で、外國産穀物を一八五〇—一九〇年の平均價格で販賣するによつて、内國産穀物の價格を少くとも右の高さに釣上げんとするにあるが、併し獨逸の穀價は北東部と西南部とで著しく異なり、また各個の生産地方内に於ても、穀價は場所を異にするに従ひ、鐵道又は水路の便否如何により相違し、穀物の生産費に至つては地方的に、また場所的にも著しく異つてゐる。全國的に一律に價格を引上ぐることにより、各地方の受くる利益は著しく異なることとなり、不公平なる結果を來たすであらう。従てカニッツの提案は各地方の特殊事情

を一切顧慮してゐない缺陷を藏してゐる。

三、カニッツの提案は、穀價を國家權力に據て釣上げんとするにあるが、かくして釣上げられる穀價は一般消費者階級の負擔に於て、一部農民の利益を増進する結果となるであらう。殊に國家による穀價の釣上は、穀作を主とする東部地方、然かも同地方の農地の大部分を所有する少數大地主を利益することとなるは、カニッツのよく意識し居りし處であらう。シユモラーの如き學者でさへ「カニッツ伯の思想を採用するとせば、單に土地所有者のみならず、國民全般もまた利益を得る方法に於て、之を要求せなければならぬ」と謂つてゐる<sup>11)</sup>。併しかかる穀價の釣上は無制限に行はるるを得ず、必ずや之を負担すべき消費者、殊に都會労働者の負擔能力の如何によつて制限を受くべきものである。カニッツの專賣案提出當時に於ては、都會の勞賃は低落傾向にあり、多數の失業者さへも存してゐた事實を、彼は眼中に置いてゐなかつたものである<sup>12)</sup>。カニッツの提案は實に他の産業階級の利益を甚だしく毀損してのみ、實現し得る方策であつた。

かかるカニッツの提案が批難されたるは當然であつた。カニッツが要求せる一八五〇—一九〇年の内國小麥の平均價格たる二一五馬克は、一九〇七年以來、カニッツの提案を俟たずして實現せらるるに至つた<sup>13)</sup>。この内國穀物の價格騰貴は農業恐慌の終熄に伴ふ世界價格の上昇と或る程度迄は一九〇六年の穀物關稅引上の結果とであつた。かくして大戰迄は穀物專賣論はその影を潜むるに至つた。

11) Schmoller, a. a. O. S. 236.

12) Schmoller, a. a. O. S. 239.

13) Skalweit, a. a. O. S. 8.

**(二) 大戦後の穀物專賣論**

穀物專賣は、多數の國家して消費者の利益のため穀物の強制管理を行はざるを得ざらしめたる大戦によつて、初めて實際に行はれ、實驗せしめられた。而して此の強制管理は戦後に於ても、より、緩和されたる形式に於てであるが、瑞西と諾威とに於て行はれた。

(註一) 多數の國家に於て穀物の自由經濟が恢復された時には、之を以て夢魘からの解放であると感ぜなかつた人達は、殆んどなかつた。今や消費者は食糧消費の量的制限を除かれ、望むだけの分量が再び得らるることとなつた。<sup>14)</sup> 歐洲戦後に於て、殊に獨逸諸國に於て穀物專賣論が人氣を博しなかつたのは、稍もすれば之によつて人々をして不快な戦時の食糧強制管理を想起せしめたらであつた。

註一、瑞西に於ては一九一四年から一九二九年三月迄、穀物專賣が行はれ、諾威に於ては一九一七年より一九二七年まで行はれた。之は兩國の特殊事情に基くものであつて、瑞西は國內の小麥需要の二八%を自給し得るに留まり、諾威に於ては僅に一〇%を自給し得るに過ぎなかつた。兩國とも中立國であつたが、大戦中、自由商業によつては、充分なる穀物を輸入し得なかつたので、餘儀なく穀物專賣を行ふに至つた。戦後もその惰性によつて引續き專賣を續けた。諾威は世界的農業恐慌とロシアからのライ麥ダンピングに對し、自國農業を保護するため一九二八年以來穀物專賣を再び採用してゐる。此等兩國の穀物專賣制に關する考究は他日の機會に譲る。<sup>15)</sup>

**(イ) 部分的專賣論**

一九二〇年アメリカ農業を襲へる恐慌を機として、歐洲に於ける農業恐慌を惹起し穀價は低廉なる海外よりの輸入穀物によつて壓せられ、農業収益は低落の途を辿るに至つた。かかる事情の下に於ては、農業關稅による國內農業の保護を以て不充分なりとなし、國家統制の要求が起るのは當然の勢であつた。既に一九二三年には奧太利の社會民主黨は外國穀物專賣

- 14) Fishmeister, Zoll oder Monopol? Zu den Problemen des österreichischen Getreidemonopol (in Zeitschrift für Nationalökonomie 1930. B. I. Heft 5 S. 695.)  
 15) Landmann, Die Getreidemonopolwirtschaft in der Schweiz 1914 bis 1928 (in Zeitschrift für Nationalökonomie Bd. I. Heft 4 S. 561 ff.)  
 Sperlich, Untersuchungen über Getreidemonopol in Norwegen (Jahrbücher für Nationalökonomie und Statistik Bd. 126. 1927 S. 166. Bd. 125. 1926. S.

の採用を以て、穀物關稅に代ゆべきことを議會に提議し、此の要求を一九二五年の同黨の農業綱領中に左の如く擧ぐるに至つた。

(一)穀物、穀粉、糠の輸入及び輸出を聯邦の專賣と宣言する。これは、聯邦が農民及び消費組合の代表者と共同で管理する專賣局によつて處理される。(二)内國產穀物及び穀粉の商業は聯邦内に於ては自由とする。併し專賣局は、專賣局に買上を申込まれたる内國產穀物は、專賣局が確定せる價格を以て、すべて引受ける義務がある。(三)此の引受價格は世界市場價格とは關係なく、國內の穀物栽培の持續を確保し、然かも此の目的に必要ならざる消費者の負擔は凡て之を避くるやうに確定する。(四)專賣局は、外國穀物は外國で無稅で其の時の世界市場價格で購入し、國產穀物は專賣局の確定したる引受價格で購入する。而して專賣局はその兩者を混合價格で、利潤をとらずして、消費者に提供する。<sup>16)</sup>

獨逸社會民主黨も一九二七年のキールの農業綱領中に於て、左の如き外國穀物の專賣決議を掲げた。

穀物關稅の代りに、穀物及び穀物の輸出入を國家の獨占とする。獨占の價格政策のためには、國法を以て規定する原則を設くる。即ち生産者にはその勞動の適當なる收益と投資に對する報償とを確保し、然かも消費者には不必要なる負擔を課せないやうにする。專賣局は外國穀物を無稅で輸入する權能を與へられ、内國產穀物も亦、國內の收穫の豐凶と國內價格の安定に必要な限り、買收する義務を負ふ。國內收穫豐凶の保證の爲めに從來私的職業に與へられたる法律的手段は專賣局に移される。專賣局は外國及び内國產穀物及び穀粉を混合價格で消費者のために原價で提供すべきである。<sup>17)</sup>

英吉利に於ても勞働黨は一九二六年の秋の農業綱領に於て小麥及び肉類の輸入獨占を掲げてゐる。

然るに一九二八年以來歐洲の農業恐慌は愈々深刻となり、農產物殊に穀物價格の暴落は未曾有に達し、農業困窮は愈々加はつた。專賣論者ハイニツシュは曰ふ「此の穀價低落の原因に就ては

539)

Baade, Europäisches Getreidemonopol (Die Gesellschaft Bd. II. 1930 S. 336)

16) Otto Bauer, Sozialdemokratische Agrarpolitik. 1926. S. 35.

17) Bovenscher, Das Kieler Agrarprogramm der sozialdemokratischen Partei Deutschlands 1928. S. 50 ff)

社會經濟研究所編、農業政策綱領、p. 236. 以下參照

吾々は頭を悩ますことを要せない。それは吾々を危殆に瀕せしむるやう脅やかす所の海外の競争に基くことを知る。だから農業が一層熱心に保護を要求するは明白なことである。<sup>18)</sup>かくして關稅による農業保護を以て手緩しとなし、一舉にして農業恐慌を克服し得る如く思はるる魔力を國家權力による穀物專賣に求めんとする要求が、右黨たる獨逸農民黨によつても、一九二八年十月に主張された。此の綱領は吾々をして往年のカニツツ提案を想起せしめる。

(一) 小麥、ライ麥及び其の穀粉の獨逸關稅區域内への輸入は、之をすべて國家に留保する。(二) 國家は之に關する權能及び任務を穀物管理局に委任し、議會の監督に委する。(三) 獨占穀物の製粉業及び商人への交附價格は、毎年九月一日に確定し、一九二九年九月一日迄は最上品の小麥に對しては一噸二八〇馬克、ライ麥に對しては一噸二五〇馬克と決定する。(四) 農業の自給者にして、自家に於てパン及び穀粉の形狀で自作の小麥、ドイツ小麥又はライ麥を消費する者は、ドツペル・ツェントナー當り五馬克の製粉獎勵金 (Mahlzume) を獨占管理局の利益金中より取得する。(五) 其れ以外の利益金は従來の穀物關稅收入を補償するため國家に歸屬せしめる。<sup>18)</sup>

獨太利に於ても農民黨の一部によつて、一九二九年四月に穀物輸入の國家獨占が要求せられ、また一九二九年七月には獨逸議會内に於て穀物專賣調査委員會が設けられ、農業恐慌の對抗策としての專賣論が各國に於て喧しくなり、獨逸社會民主黨の農政論者バーデの如きは、<sup>\*</sup>歐洲諸國が今にも穀物專賣制を採用する客觀的狀勢が存するものの如く論じてゐる。併し乍ら戰後に於ける歐洲の各國政黨の專賣案は何れも部分的專賣を主張するものであつて、原則として穀物輸入の國家獨占の提唱である。各政黨の綱領中には專賣に關する詳細なる理論的根據が示されてゐない。

18) Warum Getreidemonopol? (Die grüne Zukunft, Zeitschrift für deutsche Bauernpolitik, Sonderdruck, aus Nr. 1. 1928)

\* Baade, Europäisches Getreidemonopol (Gesellschaft, Rweiter Band 1930, S. 336, ff.)



バーデは稍詳細に穀物專賣に就て論述してゐる。彼によれば「輸入獨占制度は自國の穀物價格構成をば世界市場に對し完全に封鎖することによつて、絶對に確實なる價格安定の根據を與ふものであつて」<sup>19)</sup>吾々は穀物專賣を以て、瑞西の專賣制に於ける如く、生産者に高價なる買上價格を保證するを目的とするものではない。穀物輸入の國家獨占制度によつて、穀物の需給を充分統制し得るものと考へてゐる。而して國內の穀物取引は原則として私的商業に委して差支なきものである。バーデの考へによれば、獨逸の穀物專賣には、瑞西及び諾威の穀物專賣の如く、内國產穀物の全量を獨逸の各地方に於て、一定の最少價格を以て買上ぐるが如き義務を負すべきでなからう。專賣局には、主要市場に於ける内國穀價をして、一定の限界以下に低下せしめないと云ふ任務を法律に據て負はすれば充分であらう。<sup>20)</sup>專賣局は此の任務を次の如くにして、履行し得るであらう。即ち專賣局は穀物市場に干渉し、價格が限界以下に低落する傾向ある場合には、一時的なる過剩穀物を買上ぐべきであつて、農業に對する最低價格の保證は、簡單なる機構によつて保證さるるであらう。勿論かくの如くにしては、穀價の固定は達せられないであらうが、かかる穀價の固定は、健實なる價格政策の目標ではない。「併し近年に於ける如き一六〇乃至三〇〇馬克の小麥價格の變動を、二二〇乃至二五〇馬克の狭い範圍に限ることが出来るならば、既にそれだけでも素晴らしい進歩であらう」と。<sup>21)</sup>

### (ロ) 全部的穀物專賣論

以上の部分的專賣論に對し、全部的專賣論の提唱者としては、嘗て埃太

- 19) Baade, Stabilisierung der Getreidepreise (Die Gesellschaft IV. Jahrg. März. 1927, S. 279)  
 20) Baade, Stabilisierung der Getreidepreise (Die Gesellschaft IV. Jahrg. März. 1927, S. 278)  
 21) Baade, a. a. O. S. 267.

利の大統領たりしことあるハイニツシユを擧ぐることが出来る。彼は外國穀物のみならず、内國穀物をも專賣の對象とする。蓋し内國穀物市場の完全なる支配が、專賣の不可缺なる前提となるからである。<sup>21)</sup>従て必ず外國に輸出せざるを得ざるが如き種類の穀物に在ては、内國市場の支配を缺くが故に、專賣の對象たり得ないとされる。而してハイニツシユは獨占を穀物の配給のみに限り、製粉業やパン製造業までも國家獨占たらしむることには躊躇するもの如くである。それは一面に於て穀物の專賣によつて、「製粉業は従前の如く穀物の投機を行ひ得ざることとなり、製粉業は全く賃換業の性質を採るに至り」<sup>22)</sup>製粉業の從來に於ける如き穀物投機の弊害を除去し得ると信じたからであり、「パン製造業までを國營とすることを以て、國民の社會生活に迄干涉を加へ過ぎる」<sup>23)</sup>と考へ且つ「私的製粉業とパン製造業の繼續を以て、穀物獨占思想に對して常に加へられる所の、獨占化は社會主義への危險なる飛躍であるとの批難を防止され得るであらう」<sup>24)</sup>と信じたからである。然らばハイニツシユは如何なる理論的根據よりして、穀物專賣論を唱へたのであらうか。

氏は現今の農業問題は、農業純収益と地價との不釣合から起るものであると考へてゐる。而して農業に於ける純収益は、販賣農産物の賣上金と生産費との關係によつて定まる。然るに農業生産に於ては機械使用、分業の範圍狭く、加ふるに收穫遞減法則の支配を受くるが故に、技術的に見て、生産費低下の餘地が乏しい。従て農産物の價格下落に際しては、農業純収益は減退せざる

22) Hainisch, Getreidemonopol (Schriften d. Vereine f. Sozialpolitik. Bd. 155, 1916 S. 383)

23) Hainisch, Das Getreidemonopol, Gras, 1929, S. 15.

24) Hainisch, a. a. O. S. 386

を得ない。<sup>25)</sup>自由貿易論者は、海外の競争によつて穀作が引合はなくなれば、豊饒なる農地に於てのみ穀作を行ひ、他は之を放牧地となし牧畜を行ふことによりて、一國の農業を救ひ得ると論ずるが、「穀價が低落したる割合に應じて、畜産物に對する需要が増加するとは保證されない」<sup>26)</sup>。國民の大多數が農業に於て生計を營み、食糧の大部分が國內に於て生産することが、國民的及び經濟的理由から正當視されるならば、農産物の價格維持は必要であると云はなければならぬ。

資本主義社會に於ては、企業家は一定の貨幣を資本として投下して、商品を生産し、之を販賣することによつて、より多くの貨幣を獲得する。然るに國際間に於ては、富源生産力の豊なる新開國は、僅少なる貨幣資本の投下によつて、多くの農業商品を生産し、富源生産力に乏しき舊開國に之を廉賣することによつて、他國を搾取して、より多くの貨幣を獲得する。故に舊開國は何等かの方策によつて之を防止するにあらざれば、他國に對し負債奴隸の状態に陥るであらう。<sup>27)</sup>從來に於て、かかる方策を穀物關稅の内に求めた。併し乍ら穀物關稅はそれを達するに適當なる手段であらうか。穀物關稅によつて確かに國內穀價を世界價格から幾分引上ぐるを得るであらう。併し穀價の騰貴に應じて差益地代も上るであらう。また從て地價も騰貴するであらう。地價が騰貴すればする程、地主は愈々農地を賣却して、利得を得やうと努むるであらう。併しかく騰貴せる農地を購入したる者にとりては、從前の穀物關稅は何等の保護をも與へないであらう。かかる際には小農が農地の購入者として現はれる。彼等は農地をば單なる資本と考へず、勞働を完全に

25) Hainisch, Landflucht, 1924 S. 300.

26) Hainisch, a. a. O. S. 309.

27) Hainisch, a. a. O. S. 313.

利用する作業場と考へ、獨立生計を保證して呉れる仕事場として評價するが故に、地主の賣却する土地を資本家的打算以上に高價に購入するを辭せない。だが一朝にして穀價が下落する場合には、茲に農業純収益と地價との不釣合を一層甚だしからしめ、農業問題が起る。かくして關稅引上の要求が無限に繰返さるるであらうと主張してゐる。

だから穀價の引上は、差益地代、從て地價の騰貴を伴はざる方法を以て、之を行はなければならぬ。ハイニツシユは穀物專賣を以て、此の要求に合致せる方策であると信じてゐる。之は如何なる根據に於て、しかく主張されるのであらうか。先づハイニツシユは法律によつて、地價を從來の収益價格に等しく確定し、此の確定地價の一定の利子を以て、農産物專賣價格決定の基礎たる生産費の一部分を構造せしめんとするものである。彼はかかる地價確定が極めて容易に實行出来ると自信してゐる。此の場合と雖も、同一の農地に投下さるる資本が、以前の投下資本に比してより、少なき収益を齎す限り、以前の投下資本に對しては差益地代が発生することとなるであらうが、併し此の差益地代は地主に歸屬せずして、土地耕作者に取得さることとなる。蓋し地價は既に法律によつて確定されてゐるから、地代の増加は地價の騰貴を齎らさないからである。假令地代の高まつたために、農地が法定價格以上に賣却さることがあるにしても、それによつて消費者は何等の不利益をも被らないであらう。蓋し農産物の專賣價格の基礎たる生産費中には法定地價の利子が算入さるるに過ぎないからである。<sup>28)</sup>

28) Hainisch, a. a. O. S. 331.

更に專賣制によつて、消費者は自由商業の下に於けるよりも、より低廉なる穀物を購入することが出来る」と主張する。蓋し專賣局は現金支拂をなす大消費者として、個々の商人に優れてゐるからである。また專賣によつて、中間商業を最小限に縮少し、生産者と消費者との結合を密接ならしむる利益があるとしてゐる。<sup>29)</sup>かくして專賣によつて、外國の穀物競争が防がれ、農民は農業恐慌から救はれ、消費者は自由商業の下に於けるよりも、より低廉なる穀物を購入することが出来る」とされてゐる。かくしてハイニツシユは高唱する、「穀物專賣の採用以外に、今日の困難を免れる途はない。吾々の農民が凡ての偏見(穀物專賣に對する)から釋放さるるならば、甚だしく望ましいであらう。蓋し、若し然らざれば、彼等は理解の不足から自からの墓穴を掘るものであるとの非難に値するであらう」と。<sup>30)</sup>

斯くの如くハイニツシユは農業恐慌對抗策として穀物專賣を高唱するものであるが、かく理想通りに實現され得るであらうか。彼は今日の農村問題を以て、農業純収益と地價との不釣合に原因すると云ふが、之には一面の眞理あることは争はれない。農地の市場價格は収益價格以上に騰貴し勝であるが故に、かかる高價なる土地を購入するならば、純収益を以て購入代金を償却すること難く、若し一朝にして農産物の價格下落に際會すれば、農家經濟の破綻を惹起するであらう。かかる例は我國の自作農創定事業に就ても見出し得る處である。ハイニツシユはかかる弊害を防止するため、法律によつて農地の價格を純収益價格と一致せしむるやう規定し、此の法定地價に

29) Hainisch, a. a. O. S. 331.

30) Hainisch, Das Getreidemonopol, 1929. S. 16

對する一定利子を他の費用と共に生産費中に加へ、此の生産費を基礎として專賣價格を決定せんとするが、併し各農地の収益價格の算定はハイニツシユの信する如く決して容易なるものではない。假に之が可能であるにしても農地の収益價格の基礎となる純収益は、一般經濟事情の變動、(肥料價格、勞賃等の變動)に伴ふて年々變化するを免れないから、年々調査せざるを得ないであらう。然る限り、彼は專賣制の下に於ても、同一の農地に投下さるる資本が、從前の投下資本に比してより、少なき収益を生ずる限り、從前の投下資本には差益地代が発生することあるを認めてゐるが、この差益地代は何故に純収益と看做し得ないのであらうか。此の地代と從來の地代とを何によつて區別し得るであらうか。氏は一度農地の法定収益價格を決定すれば、永久に變更すべからざるものと考ふるものであるか。若し然りとすれば農業の集約化を妨ぐる結果となるであらう。又右の地代を純収益に加ふる限り、それだけ專賣價格の基礎たる生産費は高まらざるを得ざるこゝとなるであらう。

更にハイニツシユは專賣制によつて、國內の農業生産者には収益を保證する價格を以て穀物を買上げ、消費者には從來よりも安價なる穀物を供給し得ると考へてゐる。彼は國家獨占によつて外國穀物を自由商業よりも一層安價に購入するを得ると考へてゐるが、果して可能であらうか。專賣局が大量穀物を購入せんとする際は、外國の穀物商が專賣局の大量購入の氣勢を察すれば、穀價を投機的に引上げやうと試みるべく、此の事はカナダの小麥プールが大量販賣の氣勢を示せば、小麥價格は直ちに下落の傾向を示したることによつても窺はれるであらう。<sup>31)</sup>

更に國內穀物生産者と消費者との利害關係の對立が、專賣制によつて如何に調和されるであら

31) Dietze, a. a. O. S. 13.

うか。諾威に於ける穀物專賣が比較的好都合に行はるるは、同國は自國穀物を以て國內消費量の約一〇%を充たすに過ぎないと云ふ特殊事情に基くものである。即ち諾威に於ては、完全專賣により、外國穀物の國內販賣價格を世界市場價格より少しく引上ぐることによつて、其の差額收入によつて、消費者には大なる負擔を課することなくして、生産者に生産費を充分補償し得るのである。即ち同國に於ては穀物專賣が單なる地主階級のみを利する結果を齎さないために、また穀物を萎靡せしめないために、穀物生産者には自家消費穀物に對しても一定の補償金 (Mahprämie) を支給しつつあるが、之は諾威の如き特殊事情の下にある國に於て、甫めて實行可能である。然るに瑞西に於ては戦後も久しく穀物の完全專賣を行ひつつあつたが、一九二九年三月に至り之を廢止せざるを得ざるに至つた。同國に於ては小麥需要の約二八%を自給し得、少量のライ麥需要は全部自給し得る状態にある。最初は諾威と同様に國內小麥生産を振興する目的を以て、生産者の自家消費小麥に對しても一定の補償を與へてゐたのであるが、諾威に比すれば自給量が多きため、生産者を充分保護せんとすれば、國內價格を世界市場價格より著しく引上ぐるを要し、消費者に大なる負擔を課することとなり、生産者と消費者との利害の不一致は遂に專賣制の廢止に導いた。これ瑞西より更に自給穀物割合の大なる獨逸諸國に於て、消費者階級に大なる負擔を課することなくして、世界市場價格に對して自國農業を充分に保護し得ざる理由である。これ社會民主黨のバーデ<sup>33)</sup>が專賣制の目標は單なる國內價格の激變防止策であると主張する所以である。

#### 四、結 言

32) Fischmeister, a. a. O. S. 698.

33) Baade, a. a. O. S. 267.

以上によつて各國の穀物專賣論は如何なる經濟的背景に於て、また如何なる理論を根據として主張されたるかを際にし、之に就て若干の考察を試みた。論者により或は部分的專賣を可とし、或は全部的專賣を提唱する。更に專賣の目標についても、國內穀價變動の安定を主眼とするありまた穀物生産者に生産費を償ひ同時に消費者の生活安定を期するものあり、或は一舉にして農業恐慌克服の魔力を求むるものもある。專賣制採用の可否、其の範圍の如何、之に課する目的如何の問題は、各國の特殊經濟事情と時代的背景の如何によつて、夫々異ならざるを得ない。專賣制採用に關し一貫して存在する困難は、實に農業生産者と消費者との利害關係の對立調和にある。蓋し專賣制によつて、決して國民全般の購買力が増加しないからである。一方農業生産者の利益は、必ず他方消費者の損失となつて現はるるからである。專賣制の提唱が、從來常に農業不況期に於て、從て一般經濟界の不況時に際して、行はるるに於て、一層此の感を強くする。

新聞紙の報ずる所によれば、<sup>34)</sup>政友會特別委員會に於ては、米專賣制の斷行を決議されてゐるが、其の意氣や誠に壯とすべきであらう。其の意味する所は、内地植民地を打つて一丸としたる米の生産統制を行ひ、米配給をも國家獨占とするものの如く、諸外國の專賣案に比して一步進んでゐる觀がある。併し米生産費の合理的低減は米專賣の實施により生産者を苦しむることなくして達成せられ、消費者の永久的利益となり、國民經濟の基礎を強固ならしむると主張されてゐるが、米專賣によつて如何にして米生産費が合理的に低減さるるのか、私には理解出来ない。今日の農家經濟の困窮の原因は、農家の販賣すべき農産物價格と農産物の生産費を構成する生産諸要素の價格とが、一般不況時に際し、同一步調を以て低下せざる點に存してゐる。此の原因は、資本主



義的生産關係の機構の内に、即ち農村に於ける地主、小作人の社會的勢力の消長の内に、小農經濟と獨立資本との對立の内に存してゐる。かかる資本主義的生産關係に對しては何等の統制を加へずして、單に米專賣制によつて米價を引上ぐるに留まるならば、かかる米專賣制は如何なる階級の犠牲によつて、何人を利用することとなるであらうか。また米配給に關する民業を廢止せんと主張するが、如何なる理論的根據に於てであるか。米配給の私的機關の存續には弊害あつて、國民經濟上それに耐へ得ないと言ふのであるか。私は米專賣の如き重大案を決議するに際しては、一般國民に理解出來るやう、その理論的根據を詳細に提示せらるることを切望する。

我國の米穀問題は極めて重大である。併しながら米穀の特殊性と國民の之に對する執着力とによつて、世界農業恐慌に曝されることが少ない。ただ朝鮮と臺灣米との内地米壓迫が問題である。だから我國の米穀問題は、かかる國家權力の過大の發動による、專賣制によるにあらざれば、解決は不可能であらうか。私は信ずる、有ゆる經濟政策の樹立に就ては飛躍は禁物であると。今日の資本主義經濟組織の下に於ける國家は、かかる米專賣といふ如き重大なる任務に耐へ得るであらうか。獨逸の Dietze 教授は、その穀物專賣論を結ぶに當つて言ふ。

Der Staat, der nicht die Grenzen seines Könnens richtig erkennt, arbeitet an seinem Untergang, er widerspricht also dem, was Hegel die höchste Pflicht des Staates nennt, der Pflicht, sich selbst zu erhalten.

今日の我國に於ては旣味すべき言葉であらう。(昭六、一一、三〇)